

亀山市告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年1月20日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21965
- 3 路線名 川合54号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川合町字里沢475番1地先
 - (2) 終点 川合町字里沢475番2地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21966
- 3 路線名 川合55号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川合町字里沢475番8地先
 - (2) 終点 川合町字里沢475番6地先
- 5 重要な経過地 なし